

平成27年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成27年12月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成27年12月11日 9時30分			議長	坂口久信
	閉会	平成27年12月11日 11時57分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	待永 るい子	出	7番	平古場 公子	出
	2番	竹下 泰信	出	8番	川下 武則	出
	3番	田川 浩	出	9番	久保 繁幸	出
	4番	坂口 久信	出	10番	末次 利男	出
	5番	江口 孝二	出	11番	下平 力人	出
	6番	所賀 廣	出			
会議録署名議員	9番	久保 繁幸	10番	末次 利男	11番	下平 力人
職務のため議場に 出席した者の職氏名	（事務局長）		（書記）			
	岡 靖 則		福 田 嘉 彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩 島 正 昭	環 境 水 道 課 長	藤 木 修		
	副 町 長	永 淵 孝 幸	農 林 水 産 課 水 産 係 長	峰 下 徹		
	教 育 長	松 尾 雅 晴	税 務 課 長	大 串 君 義		
	総 務 課 長	川 崎 義 秋	建 設 課 長	土 井 秀 文		
	企 画 商 工 課 長	田 中 久 秋	会 計 管 理 者	高 田 由 夫		
	財 政 課 長	西 村 正 史	学 校 教 育 課 長	野 口 士 郎		
	町 民 福 祉 課 長	松 本 太	社 会 教 育 課 長	永 石 弘 之 伸		
	健 康 増 進 課 長	小 竹 善 光	太 良 病 院 事 務 長	井 田 光 寛		
	農 林 水 産 課 農 政 係 長	片 山 博 文	農 林 水 産 課 林 政 係 長	川 島 安 人		
農 業 委 員 会 農 地 係 長	大 岡 利 昭					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成27年12月11日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 決算審査特別委員長報告
- 議案第47号 平成26年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成26年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 平成26年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 平成26年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成26年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 平成26年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第54号 平成26年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第3 議案第62号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第63号 太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第64号 多良岳200年の森設置条例の制定について
- 日程第6 議案第65号 町長等の緒給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第66号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第67号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第68号 太良町育英資金の給付及び貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第69号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第70号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第71号 佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更に係る協議について
- 日程第13 議案第72号 平成27年度太良町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第73号 平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について

日程第15 議案第74号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第16 閉会中の付託事件について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第1. 経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（末次利男君）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、平成27年9月定例会におきまして付託されました経済建設常任委員会では、去る11月18日から20日までの所管事務調査をいたしましたので、報告をいたします。

国は、加速する少子高齢化や人口減少に対応するため、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略を策定し、4つの政策パッケージを提示されました。

1つ、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする。

2つ、地方に新しい人の流れをつくる。

3つ、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。

4つ、時代に合った地域づくりであります。

現在地方では、新しい流れを生み出すため、全国の自治体でまち・ひと・しごと創生総合戦略素案が策定中であると思います。

本委員会は、全国でも先進的な移住・定住対策が実施され、成果を上げられている島根県津和野町と山口県阿武町を視察いたしましたので、報告致します。

まずは島根県津和野町であります。山陰の小京都として700年を超える城下町の歴史に多様な文化が醸成され、津和野ならではの町並みを形成し、貴重な観光資源となっております。一方で、過疎化は年を追うごとに進んでおり、特に若い世代の減少が今後の人口予測に大きな懸念材料として影を落とし、定住対策が重要な課題となっております。

そこで、平成25年6月1日の中国新聞に掲載された記事であります。タイトルは「子育てU・Iターンへ住宅を」25年暮らせばマイホームという記事であります。島根県津和野町は、平成25年5月31日、子育て世代のUターン、Iターンを促す目的で、入居から25年後に

土地と建物を入居者に無償譲渡する町営住宅を、2014年から整備することを明らかにいたしました。2018年度までの5年間に約5億円を投じ、5地区に25戸を建設する計画であります。2010年の国勢調査での5年間の人口減少率が11.4%と県内で最悪であったことを受け、同様の定住対策をとる島根県美郷町の事例を参考にされております。

入居者は、原則、小学生以下の子供がいる40才未満の夫婦を対象とする。1戸当たり約400平方メートルの宅地を確保し、床面積95平方メートルを想定。家賃は月額3万円で、子供の数に応じた減額もある。年間に5戸ずつ整備をする計画で、2015年1月以降の入居開始を予定し、1戸当たりの事業費は2,000万円を見込み、財源は過疎債を充てる。

以上が津和野町における子育て世帯向け住宅、つわの暮らし推進住宅の概要であります。今回の住宅整備事業ではPFI的方法を用いられております。

また、津和野町定住促進条例では、奨励金措置等が実施されております。

1点目に、若者定住促進奨励金として、ふるさと就労奨励金、若者Uターン奨励金、若者転入奨励金、鯉・恋祝い金、出産祝い金、少子化対策推進功労金。

2点目に、農業研修生受入助成金。

3点目に、産業後継者派遣研修事業等々が計画、実施がなされておりました。

次に、山口県阿武町の視察報告をいたします。

紺碧の海と緑豊かな阿武町は、昭和30年1月、奈古町、福賀村、宇田郷村の1町2村が合併し、1万789人の町としてスタートし、激動変遷する社会情勢の中で、農林水産業を基盤とした町として着実に発展をいたしてまいりましたが、近年の社会情勢を取り巻く環境は、過疎化、少子化、高齢化が急速に進行するなど極めて厳しい状況にあると思われまます。町の特徴として、山口県、阿武、萩9市町村、農協、経済連が参画し、第三セクター方式による無角和種振興公社が平成6年設立され、減少する無角和牛の再生への取り組みがなされておるようです。また、全国道の駅発祥の地として、平成5年4月22日、全国第1号駅として認定を受けてから20数年の経過で、時代の要請に応える施設としてリニューアルされ、6次産業化などの推進も積極的に進め、町の産業活性化の重要施設として事業展開が期待をされております。

阿武町における定住の取り組みにつきましては、主に平成6年、定住奨励金制度は早い時期から取り組まれ、平成15年から、町の一等地に分譲宅地販売開始（25区画、坪3万円）、平成21年に6人の定住アドバイザー制度の設置、平成27年には定住奨励金を大幅に拡充され（定住住宅取得補助金）、空き家リフォーム補助金、定住アドバイザーを6名から12名に増員をされました。また、町内には170以上の農業法人や集落営農組織が設立され、研修・就業の場の確保、起業者の育成、定住者の生活相談や地域との仲立ちを支援することで、定住希望者を積極的に受け入れる空き家バンク制度を平成18年から開始し、現在までに53世帯144人が定住をされております。

平成27年11月現在の空き家バンクの利用実績は、74世帯208人が登録され、54人が成約され、阿武町地域定住アドバイザー設置要綱には、町の活性化を図るため、Uターン、Iターン希望者を積極的に受け入れる際、町での新生活に関する生活情報の提供や相談全般の支援を行うことが実績につながっていると思われまます。

阿武町は人口3,467人、高齢化率46%と高く、分譲地造成販売に、補助金、奨励金を含めて最大で230万円の補助と定住アドバイザーの充実によって、空き家を活用した定住に高い実績が認められます。

このたびの研修を通じて、どうすれば定住者を呼び込み、急激な人口減少に歯どめをかけるのか、これといった処方箋も決定版もない地方創生。それぞれの町が特性と魅力を生かしながら創意工夫によって現実と向き合い、自分達の地域を守る住民意識を高めることが重要と感じました。

今、地方創生に向け全国の自治体が人口ビジョンと総合戦略の策定に取り組んでおりますが、今後、太良町が目指すべき方向性を示す上で参考情報になればと考えます。

以上をもちまして経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は、自席のほうにお戻りください。

以上で経済建設常任委員長の報告を終わります。

日程第2 決算審査特別委員長報告

○議長（坂口久信君）

日程第2. 決算審査特別委員長の報告を求めます。

本件は、去る9月の定例会に提案されまして、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査を付託いたしました。議案第47号 平成26年度太良町一般会計外5特別会計の歳入歳出決算の認定について及び議案第53号 平成26年度太良町水道事業会計外1事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について、お手元に報告書で提出されております。本件を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

皆さんおはようございます。それでは、議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員長の報告をいたします。

去る9月の定例議会におきまして、閉会中の審査を付託されました議案第53号及び第54号の企業会計2件と議案第47号から第52号までの一般会計並びに特別会計5件、合わせて8つ

の案件を審査するため、10月21日、22日、23日の3日間、本委員会を開催いたしました。執行部から、町長初め関係課、監査委員の出席を求め慎重審議をいたしましたので、報告いたします。

議事の都合上、初日は特別会計5議案と企業会計2議案を、22日、23日は一般会計を審査、採決いたしました。計数につきましては、監査委員の専門的立場で審査、照合され、さきの9月定例議会で報告がなされていますので、本委員会は決算審査の意義であります歳入歳出予算を議決した趣旨と目的に従って、適正かつ効率的に執行されているか、予算執行によつてなし遂げた歳入努力と歳出の工夫によって行政効果や今後の行財政運営上の改善など、予算執行の優劣評価を重点的に審査いたしました。

まず、水道事業会計であります。年間の有収水量を上げるため、漏水防止対策等水道施設の充実を図り、配水管の改良工事、漏水修繕など計画的に取り組まれており、老朽化が進んでいるところを重点的に配水管の布設がえを行うことで有収水率が向上しています。

次に、町立太良病院事業会計について報告いたします。

町立太良病院は、地域医療を支える中核病院として、医療スタッフの充実、医療サービスの向上と健全経営へ向かって努力されています。念願であった小児科医師を確保でき、これからは、さらに幅広く地域に根差した、町民から信頼と愛される病院になってもらいたいと思います。

続きまして、一般会計及び特別会計であります。平成26年度予算編成に基づいた予算措置がなされ、支出が目的どおり適法、正しく執行されているか、その効果はどうであったか、款ごとに区切って審査いたしました。また、歳入については十分努力が払われ、その実績はどうであったか、調定額に対しての収入済額、収入未済額の原因と理由、不納欠損については徴収努力が図られた結果やむを得なかったのか。また各特別会計の収納状況、滞納整理はどのようにされたか、その過程を中心に質疑を行ったところであります。その結果、一般会計並びに特別会計歳入歳出ともに適法に処理され、適正に運営されていることを認めました。

なお、決算の内容につきましては、各会計とも黒字決算になっております。

それでは、一般会計での意見、事項を申し上げます。

- 1つ、交通安全・防犯・防災対策の推進を図ること。
- 1つ、住民サービスに対する満足度を把握し、今後も住民サービスの充実を図ること。
- 1つ、大浦児童館の跡地利用についての方向性を定めること。
- 1つ、リサイクル石けんやEM菌の啓蒙啓発を今以上行うこと。
- 1つ、特産品振興施設の今後の経営方針等を早急に決定させること。
- 1つ、住民のニーズに対応した路線バス等を検討すること。
- 1つ、給食費の未収金については、公平性の観点から、慎重な対応をすること。

1つ、近年、町内の大会等に参加する地区が減少しているが、出場条件等を緩和し、多くの町民が参加できるようにすること。

1つ、入湯税については温泉入湯者からの預り金なので、徹底した徴収対策を行うこと。

以上が一般会計での主な意見でありました。

次に、特別会計であります。

まず、山林特別会計であります。太良の材価はほかの市町村より二、三割高値で売買されているということを聞きますが、運営は依然として厳しい状況が続いております。主伐等で補助事業を活用した事業展開を図り、収益の確保に努められたい。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、今後も特定健康診査等の受診率を向上させ、医療費の削減に努めてもらいたい。

次に、漁業集落排水特別会計につきましては、今後も計画的な維持管理をし、経費削減に努めてもらいたい。

次に、簡易水道特別会計につきましては、有収率の低い伊福地区の布設がえ工事が始まり、目標の有収率を達成できるよう努められたい。

以上が特別会計の状況であります。

次に、定額運用基金についてであります。平成15年以降利用されていなかった土地開発基金については、国保特別会計基金と公共施設整備基金へ積み立てられた。有効活用されることを期待する。

以上、3日間集中した審査、審議をいたしました。終始熱心な協力をいただき、議案第47号 平成26年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第48号 平成26年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第49号 平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号 平成26年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 平成26年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 平成26年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 平成26年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第54号 平成26年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上の8つの議案は全会一致をもっていずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は自席のほうに戻ってください。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決をいたします。

ただいまの各会計の委員長報告は、認定及び可決する旨の報告であります。

最初に、議案第47号 平成26年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第48号 平成26年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第49号 平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第50号 平成26年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第51号 平成26年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第52号 平成26年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号 平成26年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

次に、議案第54号 平成26年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程第3 議案第62号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第62号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○5番（江口孝二君）

工期はいつまでになっていますか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

工期につきましては、平成27年11月5日から平成28年2月2日までになっております。

○5番（江口孝二君）

工事区間は通学路にもなっています。今現在を見ても、工事は急ピッチに進んでいると思います。また、吹きつけも8割程度終わっていると思いますので、子供たちのために、朝夕の通学の時間を設定して通学をすることが可能かどうかお尋ねします。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

現在の進捗状況としまして吹きつけ工事を行っております。この工事が、大体予定しておりましたのが今週いっぱい終わるだろうという見込みをしておりましたが、天候の不順がきのうきょうちょっとありましたので、来週には終わる可能性が出てきましたので、その後、議員が言われますようなことを現場のほうと確認し合いながら、何とか通れば通

してやりたいとはこっちのほうも思っておりますので、努力したいと思います。

○5番（江口孝二君）

今、朝夕、交通安全に対して放送等もあっています。できるならば新年、正月明けにでも、冬休みの終わった後でも、朝と夕方、30分か1時間程度で通学は終わると思いますので、その時間を切っても、ある程度交通指導員さん等を配置されても、ぜひ安全が確保できれば、通学路として使用させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○2番（竹下泰信君）

この工事の着工する前といいますか事前説明のときに、道路の拡張もあわせてやっていきたいというような話がありまして、北町区と協議をしながらやっていきたいというような話がありましたけれども、その後の経過あたりはいかがでしょうか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

全協でも御説明しましたとおり、地区のほうからでも要望等ということと同意書といただいておりますので、その工事のほうも同時に進行中でございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

道路の拡張ができて、地域の方々、あるいはそこを利用する方々の利便性が向上するようにぜひお願いしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（所賀 廣君）

通りかかった折に、水道管本管じゃなかかなというふうな感じで見受けられたとですけど、それは今回の工事と何か関係があつてのやつでしょうか。まず、その水道の工事なのかどうか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

今回の町道の改良に合わせて、以前から計画しておりました嫁川の手前のほうから北町の踏切までつなぐ配水管の布設を道路改良に合わせて行ったところでございます。

○6番（所賀 廣君）

嫁川のところというのは多分、川原の水源地のほうから来ておると思うとですよ。それをつなぐということは、大峰の水源地と川原の水源地、これが何かの場合にバイパスをとれるような考えでのことですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。今現在、踏切のこっちのほうでつながっている部分では、いろんな工事、漏水事故等々において支障を来すエリアがかなり広がってまいりますので、それらの解消のためにもということでバイパス管を設けたところでございます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

バイパスというのはわかりましたけど、ボリューム的に大峰の水源地と川原の水源地と比べた場合はるかに、川原のほうは第一、第二ありますので、かなり大きい水源地ですね。滅多にないことと思いますけど、川原の水源地がかなり厳しく使用不能になった場合に、果たして大峰のほうでエリアをカバーできるのかどうか。

○環境水道課長（藤木 修君）

使用不能になったときのというふうな想定ではなくて、工事等々についての影響エリアの縮減的なものが第一の目的なんですけど、実際、川原の油津配水池水系に何らかの事故があった場合は、あと2系統について、それぞれ油津水系のエリアの水量を補うことは今のところ可能であるというふうに思います。

○8番（川下武則君）

今見ておったら3,500万円という金額が出ておるとですけど、私が思うには、実際せつかくこうやって今通行どめまでしてしよる工事なので、次に追加工事をしなくてもいいぐらい先を見越して、思い切った安全対策も含めて、通学路として子供の安全を確保できると思いますか、通学レーンといいますか、きれいに色分けして、ここだけは子供たちが通るとか、そういうふうなところまで今回のこの予算の中に入っているかどうかをお尋ねしたいんですけど。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

工事費の中には、先ほど竹下議員の質問にもありました道路拡張の分は入っておりますけれども、今、川下議員が言われますような通学レーンのそういったところまではまだ計画はいたしておりません。舗装は全面的に行う予定ではおります。

○8番（川下武則君）

せつかくの今回の仕事なので、ここまでしとつというぐらいきちつとした、道路の拡張にしても安全対策にしても、今後子供たちが本当に安心して通学できる、そういうふうな道路にしてもらいたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

予算もつけていただいておりますので、その中でできる範囲は努力したいと思っています。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第62号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第63号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第63号 太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

これにつきましては、せんだっての一般質問の際に久保議員等が詳しく質問をされてきましたけれども、この別紙の条例案の中の第3条に、町はということで、「国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。」というのがあります。これについては、具体的にどういうことを指しているのか、ぜひ伺いたいというふうに思います。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

この個人番号を利用する事務については、番号法の中で現在97か98の事務については利用できるということで具体的に示されております。それ以外の事務について、市町村が独自に行う事業について個人番号を利用する場合は条例で定めなさいというようなことになっておりますので、こういった町独自の事務について個人番号を利用するということで、そういった条例で適正に定めてとにかく執行しなければならないといったことだというふうに理解しております。

○2番（竹下泰信君）

この条例を見ますと、特定個人情報の内容について実施していくのが主になるのかなというふうに思っていますけれども、特別に町独自で何かそういうことを考えておられる事

業があるのかお尋ねしたいんですけど。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えを申し上げます。

せんだっての久保議員の質問の中でもお答えをいたしましたけれども、社会保障、税、災害関係に関しては法で定めておりますので、マイナンバーの使用はしていいということになっております。

今回の条例につきましては、それ以外で今言われたように町で独自の事業とかそういうする場合の情報の交換ができるような条例でございます。この中には、子供の医療費であるとか母子家庭の医療費、それから、教育委員会に関する情報とか、申請手続きにおける住所、氏名、年齢であるとか、所得であるとかいう情報が必要になってまいります。その事務に関しての特定個人情報をお互い交換ができるという規定になっております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

さっきの一般質問の際にも話がありましたけれども、新聞報道では66人ほど配ったけれども届いていないというようなことで、その後270人ぐらいという話がありましたけれども、特に特定個人情報に該当する方々あたりが、配られても、もし忘れてたり何かして交換できなかったような方あたりの対応は、何か考えておられていますか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

ただいま、郵便局のほうから町のほうに、きのうの段階で300ほど戻ってきております。既に70ほどは各町民の方が取りに来られておりますので、配付はいたしております。そのほかの人たちについてはきのう付で、町に保管をいたしておりますので取りに来てくださいということで、郵便はがきで通知をいたしております。また、その他いろいろ電話とかは対応をしていきたいと考えておるところでございます。ですから、取りに来られていない場合は申請をされないということになりますので、マイナンバーカードの発行ができませんので、今こうやって申請手続に来られる場合にはマイナンバーで手続ができなくなるということになります。本人が届けなければいけない番号については通知カードにも書いてありますので、番号のほうは個人で把握はできるようになっております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

この制度につきましては、28年1月1日から実施をするということになっておりまして、1月1日時点でそういう方がいらっしゃるのではないかとということが考えられますので、その対応についてはどうされるのか、お尋ねしたいんですけど。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

このマイナンバーカードによる申請等がまだ現実味がありません、はっきり言ってですね。どういふときにそのカードを出して対応ができるのかというのは、走りながらでないとはわかない状況です。ですけれども、申請のときにどうしても必要であるということが今から先ずっとわかってくると思いますので、町民の方には、その都度カードの取得をしていただくように町のほうからはお願いをしていきたいと考えております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第63号 太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第64号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第64号 多良岳200年の森設置条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

多良岳200年の森設置ということで条例が出ておりますけれども、一般質問でも少しだけ聞きましたけれども、この事業は樹齢200年までですね。今、大体四、五十年樹齢があると思いますので、150年間ぐらい今後育てていくという、100年の森というのは結構あると思うんですけど、200年というのはうちだけかと思っております。200年の森といってもなかなか想像が付きにくいですので、200年後どんな木が育っているのかというところを聞きたいんですけど、今大体1ヘクタール当たり800本ぐらい木の数があると思うんですけど、これが大体150年ほどですか、200年の樹齢を迎えたときには何本ぐらいになっているものなのか。また、その木の木径はどのくらいになっているものなのか。あと高さとか、そういったイメージしてみたいので、そこら辺を教えていただけないでしょうか。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

お答えいたします。

昨年、設置記念のときにこういうパンフレットを作成いたしております。この中に、先ほど田川議員から御質問があったのが載っております。それを読み上げをいたします。

杉につきましては、200年後にはヘクタール当たり80本はある状況でございまして、大きさにつきましては、胸高直径が1メートルでございます。胸の高さの径が1メートルあるという状況でございます。高さが、一応平均で40メートルという高さになる予定でございます。今現在が20メートル程度でございますので、倍ぐらいの高さになるということでございます。

それから、ヒノキ林分も同じく成立本数はヘクタール当たり100本でございまして、胸高直径が、済みません、先ほど杉とヒノキを間違えました。

ヒノキ林分が、先ほど言いましたように成立本数がヘクタール当たり100本で、胸高直径が1メートル。それから、平均樹高が40メートルでございます。

杉林分につきましてはちょっと少なくなりましてヘクタール当たり80本、平均直径がちょっと大きくなって1メートル20センチメートルでございます。それから、平均樹高が45メートルというふうにもくろんで、それに向けて施業を行っていくような感じでございます。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

径も1メートルぐらいというとは、今の倍以上でしょうね。高さも2倍ぐらいになるということで期待をしておりますけれども、2点目、今、その第2条のほうでヒノキ団地とスギ団地というのがございますけれども、地図を見てもみますと、そのヒノキ団地というのが、この間200年の森という石碑を建てたところ一体がヒノキ団地だと思うんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それが大体40ヘクタールぐらいあると。それで、スギ団地というのは、地図を見ますとそこから西北のほうにちょっと飛び地であると思うんですけれども、この目的の中に、住民参加型の町民に開かれた森林づくりということで、それは町内の方だったり、または観光で町外の方にも来てもらえるような整備をしていかれるかなと思いますけれども、この整備に関しては、一般質問のほうでも平成30年ぐらいから整備をしていくということでしたけれども、整備に関しては、石碑があるヒノキ団地の周辺だけをやるのか、飛び地の、そっちのスギ団地のほうもやるのか、それはどっちの方向になるんでしょうか。いかがでしょうか。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

お答えいたします。

スギ団地のほうは結構勾配がきつうございまして、施設とかなんとかはなかなかしにくいのかなというふうに考えておりますので、見学とか体験とかされるコアな方にはここを案内しようかなというぐらいに今のところは考えております。

しかしながら、ここを整備したほうがいいという声が、多良岳200年の森づくり委員会等が出て、山林運営委員会の席でもそういう声が出たら、整備も行ってもいいのかなというふ

うには考えております。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

了解しました。それと最後になりますけれども、ここの管理、もちろん森林組合のほうで施業等はしてもらおうと思うんですけども、あと200年という樹齢までですから、あとどういった契約といいますか、管理になっていくのかというのは、これはどうなんでしょうか。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

お答えいたします。

現在のところは指定管理まではちょっとまだ考えておりませんが、今のところはその都度その都度契約、町内で一番ふさわしい施業ができる業者として契約をする形に行こうかなというふうには思っております。最終的には、ほかに物すごくいいそういう施業とか管理ができる業者が太良町内にできてきたら、またその辺考えたいとは思っております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

実は、先々月に私、屋久島のほうに勉強に行ってきたんですけど、そこで、実は向こうは1,000年、2,000年という杉はざらにといいっぱいあるんですけど、その中で、屋久島自体が国の国定公園といいますか、そういう感じで世界遺産にもなっておるとばってん、うちは部分的に200年の森というのをつくってやっていくんですけど、そこだけ200年間ずっと伸ばして行って大丈夫でしょうかという話をガイドさんたちに聞いたんですよ、その場所です。そしたら、そこだけ高い木があれば、台風とかそういうところに来たときには多分倒れますねと。周りが低くてそこだけ出たおたらそこに集中的に風が当たるので、ちょっと厳しかかなという話をされました。また何か機会のときにこの話をしようと思っていたんですけど。

それと屋久島のほう、私行ってびっくりしたとばってんが、住民の約10倍ぐらいが観光として来ているといいますか、屋久島自体がほとんど観光で飯を食っていると言うたらおかしいですけど、そういうふうな仕方で1日十分回れるぐらいいろんな整備をされていて、私も行ったんですけど、ある程度足腰を鍛えておかないと本当の屋久杉のところには到達できません、あんたたちじゃだめですというて断られました。それぐらい、行きたくても行けないというぐらい整備はされととばってん、厳しいところに屋久杉があるといいますか、そういう部分も含めて、せっかくこうやって200年の森、条例はもちろん設定することはいいことだと思うんですけど、小さい子供たちから大人も含めて、太良町民みんなでこの200年の森を頭の中にもいつでも描けるような、そういうイメージアップをしながらやっていったらどうかなと思うんですけど、そこら辺は担当係長どうでしょうか。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

お答えいたします。

まず1点目、恐らく台風害についてはどがんふうに考えているのかということだと思いますので、お答えいたします。

これは、日本の林業自体が百何十年前にドイツから輸入された林業に基づいて造成された森でございます。非常に効率的に生産するようにできておりますので、たくさんのお木を植えて育てる。そしたら、風に対してもみんなで守るといふ、そういう1本1本じゃなくて、みんなのお木で守るから災害にも強いんですよというふうにはしているんですけど。例えば200年の森でしますと、それが100年、200年となってくれば、やっぱりずっと切っていけば、木としては非常にいびつな形で大体が成長をしていますので、自然の状態から比べればですね。ですから、それを少しずつ間伐をしながら、できるだけ枝をつけさせながらつくるといふ、そういうふうな施業を行っておりますので、本当に平成3年ぐらいの強烈な50メートルを超えるような風が来た場合は幾らかは被害が出るのかなというふうには思っておりますけど、その辺も含めての試験的な取り組みでございますので、温かく見守ってほしいと思います。

それから、2点目につきまして観光ということでしたんですけど、私たちがお客さんの対応をしたのが3件で、今のところ29人程度が見に来られました。そういう中で、また3月もそういうふうに来られるのでということで森林組合に説明等も依頼をいたしますので、その席でお話があったのが、観光業者とも連携して、おまえたちも営業させろというそういう話もございました。そいけん、これからは私たちもそういう気持ちで、見に来られるなら、太良町で泊まるなり飯食うなりしていただくようなこともやっていかなきゃいけないのかなというふうには思っております。

それから整備ですけど、整備は先ほど前回の一般質問で田川議員から言われたように、とりあえず平成29年度までは森の形づくりをしたいと思っておりますので、それ以降から本格的に考えて整備したいなというふうには考えております。

それから3番目で、町民みんなでイメージできるようなということでございましたけど、これにつきましては、この条例の中でも新たな事業性目的みたいな感じで記載をしておりますので、イメージといたしましては、今、町民と協働でやっておるのが、町道の管理につきまして愛路日みたいなのがあっております。これがこういう形のちょっとマイルドなやつを町民がちょっと参加して、参加しないとなかなかイメージが湧きませんので、そういう形を今のところ想定しているところでございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

今、担当係長が言ったことを、確実に少しずつ進めていただければいいかなと思っておりますの

で、よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○10番（末次利男君）

今回、この多良岳200年の森設置条例案というのが提出されました。ヒノキ団地が5筆です。この位置は、多分隣接地であろうというふうに思います。スギ団地が9.80ヘクタール。これは、若干飛び地だというお話が今ありましたけれども、このスギ団地の太良町大字糸岐字多良岳8595-5は、多分、分収契約地だろうというふうに私は理解しておりますが、その場所を200年の森の設置をするということになれば、200年の契約にやっぱり当然なるわけですので、この辺が、今の分収契約がどれぐらいの契約になっているのか、どういうふうな方法をやればいいのかというふうには思っておりますけれども、大体考え方としてはどういうふうな考え方で進めようとしておられるのか、その1点だけ質問をいたします。

○町長（岩島正昭君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、スギ団地の9.8ヘクタールは、町と森林組合との分収林になっているところでございます。従来は各集落との分収林の解約のときに一緒にせにゃいかんやっただけけれども、これにおいてはあくまで団体の組合ということで、その分は切り離して考えて今になっておるわけでございます。議員さんたちからる御質問があつているように、200年という長期にわたり、その管理はどうするんだということになれば、今の時点では森林組合にお願いするしかないかと、山の経験上。だから、そうなれば分収林は自然と、金銭云々じゃなくして解約をしていただいて、あと管理をお願いしたいということで、分収林の収益の分配等は何か御遠慮願いたいというふうなことをこちらのほうから提案をしたいというふうに思っております。この件につきましては、山林運営委員会という形で、町の議員さんが2名、委員の中においでになるものだから、この山林運営委員会の中でこのことを提案したいと。委員の中には組合長も委員として入っておられますから、その中でお願いをしてみたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○11番（下平力人君）

いよいよ200年の森がスタートしたなという実感みたいなものが感じられることとなりましたけれども、本当にときを刻むというか、一步一步前進していくわけでございますけれども、これを、係長が今おっしゃるような観光方面にも利用すると。非常に多目的に使っていくというのはいいんじゃないかなと思うし、また、この観光のコースの一面としてそこを

寄り道として太良町内に来ていただく観光客の方、あるいは山に興味を持った方々の、やっぱりよりどころとしてやっていけば、その200年の森は日本中に広がっていくんじゃないかというふう思うわけです。そして、やっぱりこれは未知数でございますから200年というのは。そういうことも来場される方たちからも教わることもできるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、そこを町長、これから多目的に活用していくという点で、どういう方向でいくと、いこうという考えであるのか、その辺を若干お話ししたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

お答えいたします。

まず、これは地形的に太良町は山もあるし海もあるということで、観光は主体的には海の幸、いわゆるカキ等々で観光においでになっているわけでございますから、地形を利用して、山の観光もぼちぼち併設して全国的にPRする時期が来ているんじゃないかということで、200年の森づくり委員会の皆さんたちにお話をしたときに、観光と両方でドッキングしたいというふうなお話をちょっとしたと思いますからね。実は、山林運営委員会で大分県に、あれはたしか200年以上やったですね。300年か何かだったですけども、あそこに視察に行つて、遊歩道等をきれいに整備されて、いわれとか、今まで何年でこれはこうこうというような看板も立っておったわけですけど、ああいうふうに将来的にはできればいいなというふうに思っております。

それと、もう1つ私があつと思ったのが、あれは恐らく倒木したか何か知らんですけども、全部丸太材を2分の1切つて展示してあったわけですよ。これはすごかったですね。だから、森林をああいうふうに観光に持っていく以上は、観光の物産館といいますか展示館ですか、ああいうふうなをつくつて、昔のきこりから何から、のこから枝打ちから全部展示してあるわけですよ。ああいうのは本当に見学になったなというふうに思つて帰つてきたわけでございますから、将来的にはそういう展示館等々もできればいいなというふうに思っております。主は観光で、遊歩道等をつくつて、山と海の観光地にしたいなと。だから今、旅館等々につきましてはほとんど通過型で滞在型が少ないものだから、山から海に観光のコースをつくつて、1時間コースか2時間コース、それなりのガイドさん等々を募集して、それも一つの当町の宣伝等々をかねて、宿泊客が1日でも長く滞在してもらつような、そういうふうな計画もしてみたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○11番（下平力人君）

どうもありがとうございました。実は、今スタートした、いわゆる新しい200年の森ということでございますから、昔から言われているように、鉄は熱いうちに打てとかいうことを言われますから、この太良町の知名度アップをするためにも、いい機会ではなからうかとい

うふうな感じがしておるわけですよ。それで、今、町長のほうにお尋ねをしたところでございます。

いずれにしましても、山はいろんな意味で歴史があり文化があるわけですから、そういうのを活用しながら、やっぱり1人でも多くの人たちに理解をしてもらうということが大事だろうと思いますから、よろしく願いをしておきます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○9番（久保繁幸君）

今いろいろ質問が出ておりますが、世界では今、パリでCOP21というふうな温暖化に対してお話がなされておりますが、この世紀末には現在よりも4度、温度が上昇する。台風は少ないけど、920ヘクトパスカル以下の大きな台風が来るだろうというふうな予想をされておりますが、今現時点のところでは高さ45メートル、もういっちょヒノキのほうは40メートルというふうな御報告を受けましたが、この辺の対応といいますか、今後のこの辺の策、大きさを直径1メートルというふうなことを言われたんですが、その辺については大丈夫な木に育つわけですかね。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

お答えいたします。

恐らく皆さんも台風が一番危惧しておられるんだろうと思います。確かに、この200年の森づくり委員会の席でもそれが一番メインのお話でございまして、そのためには、今40メートルの木の合い中に中層の木、中層というか20メートルかそれぐらいの自然木というか、そういう広葉樹みたいなのが生えてくれば直接受けないというお話でございまして、そういうふうな森づくりを今後少しずつ進めていくことで、何とかそういう強大な台風から守っていかうというふうな施業を計画されております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

今現時点での大きさがどれだけかちょっとわかんないんですが、そのような広葉樹を植えて、今さっき下平議員のほうから観光資源のほうに使ったらどうかというふうなお話もしておりますが、そういうふうにも活用できますか。その中にずっと広葉樹とかなんとか植えた場合、せつかく200年の森にお見えになった観光のお客さんは、そういうので満足されるのか。満足される資源をつくっていくのか、その辺をお伺いいたします。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

お答えいたします。

うちが200年の森を計画しておりますけど、そのモデルみたいなものが三重県の伊勢神宮の宮域林というのがありまして、そういうとを見学するのは非常にたくさんおられるんじゃ

ないかなというふうにはちょっと思っております。先ほど久保議員がおっしゃられるのは、私が先ほどいいました広葉樹が大きな木を見るのを邪魔するんじゃないかという危惧だと思えますけど、やはり機能的にやっぱりそれが需要ですので、その辺は全ての、高密度に広葉樹を植わせるというわけではなくて、林間に風が入らないようにするのが第一の目的でございますので、見れるコースは見れるコースでつくれるようになるんじゃないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○町長（岩島正昭君）

参考のためにですけど、いろんなるるこう議員さんたちからお話があつておりに、恐らく45メートルの50メートルのって、さっき台風の来るときはどぎゃんとかいというふうなことである協議をされて、森林組合等々でいろいろ協議をして、地形的にできるだけ風が当たらないところを選定して決定しようというふうなことまでなっております。全然台風が当たらんということはなかでしょう、恐らく。だから、幾らなりとの全滅しないような場所を選定しましょうというふうなことをやっておりますからね。

それと、専門家に言わすつとやなかを間伐という意味は、木が40メートル、50メートルになればやっぱり根ば張らんばけんと、直根だけじゃなかけんが、だから間伐をして横にうんと張らせて、強い風には持たせるような木のつくりを計画したいというふうなことやっただす。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第64号 多良岳200年の森設置条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時41分 休憩

午前11時 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第65号

○議長（坂口久信君）

日程第6．議案第65号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

今回、給与の条例を一部改正するということですがけれども、10月27日に特別報酬等審議会を開催いたしまして諮問をされたということですがけれども、この特別報酬等審議会につきましては、定期的にかかれておられるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

この審議会につきましては、給与の改訂等を議会に提案する場合に開くものでありまして、前回は約10年前、平成18年の1月から2月ぐらいにかけて審議会が開催されております。約10年前です、前回は。

○2番（竹下泰信君）

今回、太良町以外の市町村と比べたら非常に少ないと、低いといいますか少ないということになっていまして、今回こういうことで条例を改正したいという話ですがけれども、私を感じるに、今の給与は確かに安いですがけれども、今回11%ぐらい引き上げになっています。この11%の引き上げがちょっとやっぱり高過ぎるんじゃないかなろうかと。全体額はそうでもないですがけれども、急にやはり11%ぐらい引き上げるということになれば、町民の皆さんあたりも非常に関心が高いわけですから、もう少し段階的に引き上げていくようなそういう措置が必要ではないかというふうに思っております。そういう意味では、特別職のこの審議会あたりを、10年前ということでしたので、スパンをもう少し短くするなら短くするなりにしながら、やはり適正かどうかという判断をしてもらったほうがいいんじゃないかなろうかというふうに思います。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

今回、審議会の中でも委員さんの意見としまして、この審議会は二、三年に1回は定期的にかいて、給料の額等についてはやはり審議するべきであると。10年も開いていないというのはちょっとおかしいのではないかとといった意見も出されております。

今後は、こういったことも指摘がありましたので、二、三年に1回は審議会を開催していきたいというふうには考えております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第65号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第66号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第66号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（平古場公子君）

私はたばこは吸わないのでわかりませんが、3級品のたばこは、どういったたばこでしょうか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

現在3級品は、銘柄をいいますと6銘柄ございまして、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、沖縄のほうで主に販売をされている、ウルマ及びバイオレットということでございます。この旧3級品というのが、昔からの流れでいえば、昔1級品、2級品、3級品ということで3種類、葉たばこの分についてはございましたが、それが1級品、2級品が1つになって、残る分が旧3級品というふうになっております。それで、旧3級品というのが、たばこをJT等が全量買い上げした場合、若干品質が劣るようなやつがございますので、それを集めて旧3級品の材料というようなことにして、結果的に、これまでたばこ税を特例で抑えられてきたというようなこととさせていただきます。

以上です。

○7番（平古場公子君）

そしたら、当然1級、2級というたばこもあると思ってよかですかね、1級品、2級品。

○税務課長（大串君義君）

昔は1級、2級ということで分かれていたんですけども、今現在は旧3級品と旧3級品以外ということで分類をされております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第66号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第67号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第67号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第67号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第68号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第68号 太良町育英資金の給付及び貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（下平力人君）

この事業は、いわゆる借り受け者が減少しているということでございますけれども、理由としてはどういうことが挙げられますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

全て聞き取りというかそういったことはしておりませんが、私どもの耳に入ってきている範囲の中では、他の県の借り受けを行うとか、それと、県立高校の授業料が無料化になっております。そういったことも含めたところではないかと理解をしております。

以上でございます。

○11番（下平力人君）

これには、金額が少ないと。少ないからまた又借りというのですかね、そういうことをせにゃいかんという点もあるのじゃなかろうかという感じがしたものですからお尋ねをしたわけです。その辺、大丈夫ですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

毎年4月に町長の諮問を受けまして、育英審査の委員会というのを開催いたします。その委員会の中でも、年度当初に金額が必要だとか、借り受け額が少ないのではないだろうかと、今の時代背景に合ったように少し額を増額したらとか、そういった意見を集約したところで今回増額ということと、それと、入学時に高校で20万円近くかかってきますので、一応、入学時、高校で10万円の入学加算額というようなことを含めて、借り受け者の利便性というか、必要性というか、そういったところに対応していきたいということで、金額がふえてきますので、今回それに合わせて償還期間の延長ということで条例の改正をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第68号 太良町育英資金の給付及び貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第69号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第69号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

指定管理者のことでお尋ねをいたします。

前までは3年間の委託期間じゃなかったかと思えますけれども、今回5年に延長されておりますけれども、どういう理由で5年に延びたのか、お聞きしたいと思えます。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

平成19年度から3期にわたりまして社会福祉協議会に指定管理を行ってきたところでございます。これまでは何の問題もなく安定した施設管理及び地域福祉事業を展開されております。今後も、問題なく継続した指定管理の運営ができるものと考えまして、3年から一応2年間延長をいたしまして5年間にいたしましたところでございます。

なお、期間を延長するに当たりまして、公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査というのがございます。これは全国調査でございますけれども、これも参考にいたしましたところ、3年の指定管理が22.3%、4年の指定管理が10.1%、5年の指定管理が56%と、5年の割合が全国的にも多くなっております。こういうのを踏まえまして、今回5年間をお願いをしたいというところでございます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

できたら指定管理ということで、なるべく余り期間を長くしないで、いろいろと意見交換とか、やっぱりそういうのをできたらいいかなと思えますけれども、そういう意味で、しっかりと監視じゃないですけど、よろしくお願ひしたいと思えます。

それともう1つ、運動器具のところを、やっぱり日曜日とかあけてほしいという町民様の声がありますけれども、今後そういうふうなサービスの点においてはどのようにお考えでしょうか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

今、しおさい館のほうは日月が休みになっております。トレーニング関係については日曜日にあけてほしいという要望があるということで、まだうちのほうは特には聞いておりませんし、しおさい館のほうでもアンケート等を取りながら町民の要望等を聞いていらっしゃるところでございますけれども、今のところは特にそういう要望は余り聞いていないということで、当分の間はこのままに行きたいという話を聞いております。

以上です。

○5番（江口孝二君）

同じ質問になると思いますけど、今回この監査報告書を見れば、指摘されておるですよ。まず指摘事項で、採択の取り扱いについて、一部承認を得ていない業務があったということと、利用者の増加、住民サービスの向上のためにも開催日数等を検討されたいということ指摘されていますけど、そこら辺は何も。これは絵に描いた餅ですか。今の答弁であれば予定はないと、そして期間は延ばしますと。全国を調べたら5年間が多いからというとは理由にならないと思いますよ。そこら辺を、明確に説明をお願いします。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

確かに、今回監査で指摘を受けました業務が再委託の業務でございます。これは再委託をする場合は町の許可を得なければならないとなっておりますけれども、一部、警備の委託がなされていなかったということで、大変申し訳なかったと考えております。すぐ対処をいたしまして、承認申請を出していただいたところでございます。

それから、先ほどサービスのことでございましたけれども、一応しおさい館とも話はいたしました。ところが、今、日月で休みで、また日曜日に開館をするとなると人件費の問題その他多々あるということで、今やっている事業の中でサービスを行っていくということで検討をなされるということでございます。

なお、5年間に延ばしましたけれども、管理運営の部門で、例えば非常に運営が悪いと、サービスが悪いというようなことがあれば、これは5年に限らず1年でも2年でも町のほうで打ち切ることは可能でございますので、その辺いろいろ問題がございましたら、その都度対処をしてまいりたいと思います。

○5番（江口孝二君）

これを見れば、年間3万7,706人ですよ、利用者が。1日当たりで割れば100人以上ですよ。そして、日曜日しか利用できない、仕事の関係で日曜祭日しかできないということであれば、そこら辺は、今後こういうふうにしますから指定管理を5年間に延ばしますという言い方が妥当と私は思うとですよ。こういうことも改善されなくて、今の答弁であれば、新年度は今までどおりいきますと。そういうことであれば、これを承認しろということ自体が私は納得できんとですよ。利用日数から割れば100人、150人ぐらいになるわけでしょう。だから、そういう要望があるけんこういう指摘事項があると思うとですよ。これは多分4月から、来年度からだと思いますけど、その間3カ月間ありますけど、その間再度検討し直して、日曜日か祭日かわかりませんが、日曜日でも隔週、2週間に1回とかそういう検討をされてから変更するということができないですか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えいたします。

この件につきましては、まだ新年度の契約になりますので、また上司とも話をしながら、社会福祉協議会のほうも理事会、評議委員会等々ございますので、その辺の検討を一応諮ってはいきたいと思えます。

○5番（江口孝二君）

上司と検討してしまつてごつといのことばつてん、それでけんということやけんですよ、やっぱりここで明確に、日曜日なら日曜日、2週間に1回とか、そういう前向きな、指摘事項もされておるとやけんですよ、やっぱり改善されてしかるべきと思うとですよ。期間は5年間延ばします。すぐでも不都合があればできますというのだったら、ぜんなか5年間にせんでよかと思うとですよ、今までどおり3年でよかと。それはそこら辺は考慮して、今の返答じゃなくて、しますということは言えんですか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

この件につきましては、指定管理を受ける側が社会福祉協議会のほうになっておりますので、私独自であけますとかは言えませんが。

以上です。

○5番（江口孝二君）

そしたら、こういうふうに出る答え方ならば、指摘事項は幾ら書いても絵に描いた餅ということでこちらは判断してよかわけですかね。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

確かに、指摘は指摘として受けております。それで、社会福祉協議会のほうも自分たちで協議をなされております。この中で、はっきり申し上げますと、しおさい館はほとんど高齢者の利用の方が多いということもございまして、今の現状で特に要望等もあっていないということで、日月の開館に至っているところでございまして。

ただいま待永議員が言われましたように、そのスポーツ器具関係の使用については、やっぱり日曜日しか行けない、日曜日やったらゆっくり使えると、そういう要望があるのであれば、ちょっと私はまだその辺何も聞いておりませんので、今初めて聞きましたけれども、何人の方が言っておられるのか、1人なのか、10人なのか、100人なのか、私の耳にはまだ届いておりませんので。そういう要望があれば、それは当然検討に値するものと思えますので、その辺はやっぱりすぐ即答はできかねますので、時間的余裕をいただきたいと思えます。

（「連続連続、納得いかん」と呼ぶ者あり）

○5番（江口孝二君）

利用者がふえるということは、収入もふえるわけでしょう。町民の声が上がってきとらん

からわかりませんと。あるから言いよるわけですよ、日曜日に行ったら閉まっとなったとか。あなたたちが町民さんの声ば隅々まで吸い上げとったらそういう話は出てこんで私は思うとですよ。何で私たちに出てくっですか。役場に言うても何もならんけん、あんたたちに言うてもしよんなかという声があるわけですよ。だから、今言うたごと絵に描いた餅で、意見なら意見で聞いていっちょけて。こういうところこそ強く言うて、こういう要望があるから、月に2回、日曜日はあけますとか、そういう前向きな姿勢が何で見えないんですか。そういう気持ちじゃなか、もうあいじゃなかけん言えませんか。そしたら5年間何も言えんということでしょうだい。そしたら1年越しに指定管理を、ほかに要望がなかというのはわかっておるばってんが、それはそれとしてぴしゃっとしたところを対応してもらわんば。1つずつ対応をしてもらわんと、町民さんの声があるとやっけんで。私は知りませんでした、聞きませんでしたと、ここでは通らんと思いますよ。そこら辺は町民さんの声というのを物すごく吸い上げてもらってですよ、それでこれがただじゃなかわけでしょう。収入にもなるわけでしょう。料金収入も400万円以上あるわけでしょうが。指定管理料がそこに幾らか上がるにしても、そこら辺は考慮されるべきだと思いますけど、どがんですか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

今、絵に描いた餅でしないということを言われましたけれども、しないとは言っていない。検討をさせてくださいと言っています。ですから、今言われたように人件費の問題等々もございます。ですから、社協のほうも予算の都合もありますので、その辺も当然検討していかないとなかなか難しい面がございますので、今言われた提案として、例えば2週間に1回とか、そういうことができるようであればやっていきたいと、それは考えたいと思います。

以上です。（「いやいや、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○副町長（永淵孝幸君）

ちょっと私、補足をさせていただきます。

私がこの指定管理の選定委員会の座長というふうなことでなっておりますので、その席でいつも申し上げるのは、今出ております管理者のサービスの低下ですね。何のために自分たちが直営でやらんと、町が直営でせんで指定管理をお願いしているかということは、経費が安くしてサービスも向上してもらおう、上げてもらおうという中でやっているわけですね。ですから、そういったことを常々そういった指定管理を持っているところの担当課に対しましては、業者の指導、そういった事業者の指導を徹底するようなことを言っております。ですから、今の件につきましても、再度またそういう委員会の中でも話をして、そういう要望が上がっておれば、やはり前向きに検討をするようなことを事業者とも協議していきたいと、このように思っております。

以上です。

○5番（江口孝二君）

絵に描いた餅というとは、当初意見は聞いたけど、する気はないという答弁をされたですよ、指定管理者は、しおさい館のほうは。だから私はそういう言葉を言うたんですよ。だから、できるなら4月からはそこを、何かのことをやりますという返答をもらえば私はそこまで言う気はなかとばってん、する気はなかということ当初さつき言われたでしょう、一番初めに。意見は聞きますけどする気はありませんということ当事者は言っていますということやったから私は絵に描いた餅と一緒にだと言うとっですよ。そこはどがん思うですか。

○議長（坂口久信君）

もうよか、答弁は。両方、検討するとも言いよったけん、あと何カ月かあるけん、その辺も含めて再度答弁しても一緒のような格好と思いますので。ほかに質問ありませんか。

（「ちょっと私が最後に言わせてもらってよか」と呼ぶ者あり）

○町長（岩島正昭君）

総括で言わせてください。

これは来年の4月1日からの契約ですから、3月まで継続ですよ。だから、結局4月1日からそういうふうなるる要望等々あれば、再度、副町長が座長ではありますから、指定管理者の委員会を開催して、そして新年度予算でその分の資金が不足すれば、また指定管理者をふやしてやればよかとですからね。でけんことはなかとですよ。今の契約の中で足らんけんがということやっけんないば、2週間に一遍じゃい、月に何遍じゃいすんないば、がしこふやせばどうか、さるっじゃろうもんというふうな、指定管理者の委員会との話し合いの中ででくっと思えますから、そういうようなことで副町長にそういうふうにしてもらいたいと思えますので、よろしく。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第69号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第70号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第70号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第70号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第71号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第71号 佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第71号 佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更に係る協議について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第72号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第72号 平成27年度太良町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

補正予算書の16ページ、企画財政管理費というところで、通信運搬費というところで1,400万円ほど上がっております。これは、ふるさと応援寄附金の謝礼品の送料ということで上がっておりますけれども、このふるさと応援寄附金ですけれども、今年度分の寄附の応募が今週中と、きょうまで受け付けられるということで、9月から始めたわけでございますけれども、今時点の、きのうぐらいまでか一番直近のわかっている範囲で、寄附金額が大体幾らぐらいで何件ぐらいあったのかというのはわかりますでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

今直近でわかっている部分で12月9日現在ですけれども、寄附申請件数が1万6,373件、寄附申請額が1億8,192万5,000円となっております。

以上です。

○3番（田川 浩君）

寄附の金額、1億8,000万円ということで、はっきり言いまして予想外の金額を寄附してもらって、うれしい悲鳴というところではございますけれども、一つ、ぜひとも早急に対応してもらいたい点がございます。それは、もちろんいっぱい、まさに今が一番ピークだと思うんですけれども、注文が今だと例えば1日800件とかあると思いますので、礼状を送ったり納税証明書を送ったりということもありますでしょうし、どうしてもこの事業に対するスタッフの数が圧倒的に足りないということがあると思うんですよね。もちろん、9月から始めて、ことし初めてやった事業、取り組んだ事業ということで初めてのことで、想定外に多かったという面もありましようけれども、それにしても、本当に今、担当課だけではなくて、本当にほかの課の皆さんも手伝うというようなふうになっております。こういう緊急時はそれでいいかもしれませんが、一応今回、きょうで申し込みが終わるところで一息つくと思いますので、これからこういった職員の対応といたしますか人的な配置、そういったものを余裕があるものにしてもらえると思うんですけど、これからの対応といたしますか、私は過去一般質問の中で、ある程度寄附金の金額が上がってきたら、課を分けなくてもいいんですけど、分室とかそういったチームをつくって、また別のチームにしてやっていけばどうかとかそういう提案もしましたけど、これからはどういった対応をされるおつもりなのか、そこをお聞かせいただけますでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、当初より大分多いということで、この業務につきましては10月から臨時職員を1名採用して対応しております。それでも困難な状況にありましたので、11月からは、ほかの課の職員の応援、それと臨時職員も応援をして対応をしているところでござい

ます。さらに、また今後体制を整えるということで町長から指示を受けまして、現在検討をしております。それで、早急にそういった体制を整えてはいきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田川 浩君）

現在、早急に対応するように検討中ということでございます。12月1日から、実は労働安全衛生法の中でストレスチェックというのが、従業員が50名以上いらっしゃる会社には適用されました、義務化されました。これは自治体も一緒でしょうね。何でこれが義務化されたかという背景は、やっぱりどうしても日本における年間の自殺者の増加ですね。3万人は切りましたけど、やっぱり3万人弱の自殺者がいるということ。それと、精神障害による労災の認定数というのも年々上がってきていると、そういった背景がございます。やっぱり精神的なもの、病気ですね。鬱病ですとかそういうのが最近多うございますので、本町におきましてそういった方が極力出ないような感じで対応をしてもらいたいと思っておりますので、そこはよろしく願います。

そしたら、その検討は、いろいろな人的な配置というのは、具体的に例えば来年からこうしようとかいうのは決まっているんでしょうかね、どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

私のほうからお答えをいたしたいと思えます。

早速、年明けてから人事異動をやります。これは、ほかの市町村とも比べまして、まず苦情係が要る。どうにも苦情係が要るそうですよ、もろもろの。それから、お礼のはがきの発送とか。だから議員がおっしゃるとおりに、今の体制ではちょっと、どんどんふえて対応できないということで、職員が健康管理上、病気になれば大変ですから、早速それは取りかかります、明けてから。

○7番（平古場公子君）

18ページの心身障害者福祉総務費の112万円、これは嬉野の障害児学童保育事業ということですけど、詳しく内容を教えてください。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

障害児学童保育事業負担金でございますけれども、これは嬉野特別支援学校の分でございます。今、太良町のほうから10名ほど通われておりますけれども、そのうち6名の方がこの学童保育を御利用なさっております。これまでは3名ぐらいで予算的にも少なかったんですけども、この予算が一応概算で1年分を組んで支払うということになっております。それで、この負担金は嬉野市、鹿島市、多久市、白石町、江北町、大町町、太良町の4市4町でお金を出すようになっておりまして、県の補助金がございますので、総事業費からその分を

差し引いた金額を各市町の利用した日数で割って出しております。一応632万2,000円が市町の負担金額となっております、これは太良町の利用日数が510日となっております。この日数が、利用者の総日数は2,880日ですけれども、そのうちの510日が太良町の負担日数ということで111万9,521円という計算になっておりますので、今回112万円の負担金の補正をお願いしたところでございます。

○7番（平古場公子君）

太良町から16名と言いきったですかね。10名。よかったら、この年齢はどのくらいの方が。済みません。

○町民福祉課長（松本 太君）

小中学生でございます。ぴしゃっとした人数まではわかりませんが。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

22ページを見ますと、防災費の中で502万、防災対策用備品ということで。恐らくこれは個別受信機だと思いますが、この内訳を教えてください。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

個別受信機の100台購入費用であります。これは、ことしの2月から8月にかけて、県主催なんですけど、土砂災害防止法の改正についての説明会を町内45地区で行っております。その中で個別受信機を取りつけてほしいという要望がありましたので、今回補正計上しております。というのは、これが特別注成品でありまして、発注から納入まで約3カ月かかるということでございましたので、新年度予算で計上した場合は6月の梅雨時に間に合わないということで、今回購入費用を計上させていただいております。取り付け費用につきましては、また28年度予算で計上するように予定しております。個別受信機の100台分でございます。

○6番（所賀 廣君）

今ついている個別受信機とは何か違うわけですか。だとすると、ここから例えば情報発信しても、今度つける受信機は受信できないということですか。何か特別仕様というふうに言われましたけど。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

現在の防災無線は、設置してから約10年になります。このために、その個別受信機がつかれていないということで、現在設置しております個別受信機と同じものを発注するわけですけど、それが発注から納品まで約3カ月かかるということでございます。

○6番（所賀 廣君）

町内、多良、大浦を含めて相当なところに受信機がついとつというふうに私思っておった

とですけど、まだ未設置の箇所があったということですね。そこで、いや、うちにもぜひつけてくださいという要望があったということですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

現在、個別受信機を町内292台設置しております。今回の100台につきましては、その説明会の席において、はっきり言いまして、よく聞こえていなかったけど特別構わなかったと。ただ今回、土砂災害防止法の改正についての説明会の中で、やっぱり非難情報は防災無線が一番だということでしたので、そしたら今まではちょっと聞き取りにくかったがそのままにしておいたけど、今回ぜひ設置してくださいという要望があったための今回の購入であります。

○6番（所賀 廣君）

恐らくこれは、またこれから先もふえてくつと思うとですよ。以前質問したこともあったとですけど、ケーブルテレビとネットワークを組んでやるということで今相当なお金が必要ということでしたが、このケーブルテレビを利用して、テレビあたりに流せるようにしたら便利よかろうねというふうに考えたりとかするわけですね。当然山間部、ケーブルテレビの加入率というのがまだまだ低いわけですけど、先ではそういったケーブルテレビと併用したネットワークづくりということで進めてみるのも一つの方法じゃないかと思っておりますので、その辺も先では考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○総務課長（川崎義秋君）

現在の防災無線を設置してから10年になりますので、いずれこの防災無線の更新等も考えなければならないと思っておりますので、その節に、そういったいろいろな方法を検討したいとは思っております。

○8番（川下武則君）

20ページの有害鳥獣被害防止対策費の117万4,000円ですけど、これはあくまで防護柵で、私が1人思うておることかわからんばってんが、守るよりも攻めたほうがよかっちゃなかかなということで、もうちょっとイノシシを捕獲といいますか、毎年毎年、1年1年ふえているような感じがするんですけど、守るより攻める対策というのはできないものですかね。そこら辺をお聞きします。

○農林水産課農政係長（片山博文君）

お答えいたします。

現在、有害鳥獣の捕獲ということで、イノシシ等につきましては捕獲報賞金ということで、4月から10月までは国の予算で8,000円、県の事業につきましてうちのほうが半分負担しますけれども、2,500円、2,500円の5,000円。町単独で1年間を通じまして5,000円。あわせて、4月から10月の間は1万8,000円。11月から3月の間は5,000円ということで捕獲報賞金をお

出しして、捕獲のほうを有害鳥獣の駆除対策ということで行っておりますけれども、何分今、議員お話のとおり頭数がふえているという現状の中で、今後そういった対策も打ち出していかなければならないということで考えてはおります。

以上です。

○8番（川下武則君）

この前、先週ですけど、実は山根のほうに友達がいるものですから行ったときに、親豚と子豚が、子豚といいますかイノシシなんですけど、4匹連れ添って歩いてたんですけど、イノシシというのは大体1頭に1頭ぐらいしか持たんと思うとばってん、今のイノシシというのはイノブタになっとですかね、3匹も4匹も子供を連れて、散歩をしていたかどうかはわからんばってんが、お昼やったけんですよ。この状態でふえ続けていけば、かなりの数がふえていくんじゃないかなと。とるとも、年間にかなりとられていると思うんですけど、ことしはイノシシが減ったなという話を全然聞かんとですよ。反対にふえているという話ばっかいしか聞かんし、私も現実に見て、ああ、こいなという感じで感じたところですけど、もう少し捕獲された方に補助金を出すとかなんとかして、少しでもやっぱり減るように何とか対策をと思うんですけど、そこら辺、町長どうでしょうか。こうやって対策の補助金ももちろん大事だと思うんですけど、まずはふやさないように捕獲するほうに力を入れたらどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

イノシシの頭数の減につきましては、議員おっしゃるとおりには各集落で、地区こぞってワイヤーメッシュとか捕獲とか、だから、イノシシを捕獲して減るじゃなくして農作物の被害防止ですよ。だから、頭数は減らんとが当たり前ですよ。一昨年当たりも太良町で年間427頭ですか。一番多くとったのは50頭から100頭ぐらいとっていただいておりますけれども、それに反比例して、猟友会がどんどん減りよんさつですもん、高齢化になって。だから、ああいうふうな100キロとか150キロのイノシシが、箱わなじゃなくしてワイヤーのかかった場合は、結局あれは真っすぐ正面でワイヤーを切ってくるというふうなあれですから、なかなかそういうふうな関係で猟友会の方も減っておる状況ですから、できるだけ私も猟友会等々をお願いしながら、とにかくこれは捕獲で減らさんばいけんですけど、なかなか猟友会の方も減る中でふえはせんという状況で、あとは、農家の方が箱わなとかなんとか講習に行つて免許をとっておられる状況ですから、これはうちだけじゃなくして、藤津鹿島は全体的な問題ですよ。だから、ある集落でワイヤーメッシュをばあつと田んぼから畑までしよんさつ人は、そこはおらんで、隣の集落のそういうふうな防護柵をしてなかとこにぼんぼん集中しよるそうですもんね。だからこれは全体的な問題で、藤津鹿島等々で、嬉野市、太良町、鹿島市等々で全体的に対策はせにゃいかなというふうに思っております。今のままでほとんどふえるばかりですからね。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ありませんので、採決いたします。

議案第72号 平成27年度太良町一般会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第73号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第73号 平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第73号 平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について、本案の賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第74号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第74号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（久保繁幸君）

4ページの、数字的には40万6,000円なのですが、第三者行為損害賠償求償事務共同処理費用、これの説明をお願いいたしたいのですが。

○健康増進課長（小竹善光君）

第三者損害賠償求償事務処理というとは、損害賠償が起きて、その損害賠償を佐賀県の国保団体連合会が事務処理しておりますので、その分につきましての処理費用となっております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

その損害賠償が起きたということは、どういうふうな事案なんですか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

第三者行為というのは、交通事故です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第74号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第16. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、お手元に配付しております別紙付託申請書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。お諮りします。

各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすること

に決定いたしました。

この際申し上げます。今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づきその処理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

今期定例会は12月4日開会以来、本日まで8日間にわたり、町政当面の諸議案を審議してまいりました。会期は12月14日となっておりますが、本日で閉会になり、特に緊急案件がない限り、平成27年の納めの町議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

ことを振り返ってみますと、台風18号による鬼怒川の堤防決壊による甚大な被害、阿蘇山、桜島など列島各地での火山活動の活発化による被害、フランス・パリ中心部での連続テロ事件など、憂慮すべきニュースが噴出いたしました。その反面、佐賀県を含む8つの県の明治日本の産業革命遺産が世界遺産登録されたこと、ラグビーのワールドカップでの日本代表の活躍、H2Aロケットによる商業衛星の打ち上げ成功、国産初の小型ジェット旅客機の初飛行成功など、日本国民にとって誇りにも思う明るい話題もありました。

このような中、町長並びに町執行部の皆様方には、厳しい自治体運営を強いられる中、英知を結集し、また地域住民皆様の声に耳を傾けながら、持続した行政の推進のため日夜努力され、町民の福祉と生活の安定のための業務に精励されましたことに対して感謝を申し上げます。また、議員各位には、町民の代表として終始極めて熱心に愛町精神を持って本町の発展と町民福祉の向上のために尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、私この8月の初議会におきまして皆様方から議長の要職に御推挙いただきましたが、まだまだ未熟ゆえに皆様方に多大なる御迷惑をおかけしたと思いますが、これからも一層の精進を重ね、皆様方とともに議会の発展のために努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。どうか皆様方にはくれぐれも健康に十分留意されて、健やかな新年

を迎えられますようお祈り申し上げまして閉会の御挨拶といたします。

これをもちまして平成27年第5回太良町議会（定例会第4回）を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時57分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男

署名議員 下 平 力 人